



2017年 4月吉日

宛先：国際ロータリー第 2790 地区  
各ロータリークラブ会長・幹事 各位  
CC：地区立法案検討委員会委員長  
PDG 崎山 征雄 様（審議会地区代表議員）

国際ロータリー第 2790 地区  
ガバナー 青木 貞雄

## 2017-18 年度決議審議会立法案提出のお願い

謹啓 貴クラブにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は、地区の運営に多大のご理解・ご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、2016 年規定審議会において、3 年に 1 度開催される規定審議会審議事項が「制定案」及び「見解表明案」に改定される（国際ロータリー細則第 7 条）と共に、新たに、電子のコミュニケーションを通じて、毎年、「決議案」を審議する「決議審議会」が新設（国際ロータリー細則第 8 条）されました。

- 注：1) 従前は、3 年に 1 度開催される規定審議会において、組織規定（国際ロータリー定款、国際ロータリー細則、及び標準ロータリー定款）に関する「制定案」及び、組織規定以外に関する「決議案」を審議してきた。
- 2) 2016 年規定審議会において、以下の規定が決議された
- 3 年に 1 度開催される規定審議会では、「制定案」、及び RI の立場を表明する「見解表明案」（RI 理事会提出）について審議を行う。
  - 新たに、決議審議会の意見表明である「決議案」を、電子のコミュニケーションを通じて審議する「決議審議会」を新設し、毎年開催する。

斯かる規定改定に伴い、2017-18 年度開催「決議審議会」（開催時期未定）で審議する決議案（提出者は、クラブ《地区大会、または地区立法案検討会での審議、あるいは郵便投票による地区内クラブの承認が必要》）、及び地区大会）を、本年 6 月末までに RI 事務総長宛提出するよう求められています。

今回の規定審議会関連規定改定を受け、「地区戦略計画委員会」において、毎年開催される「決議審議会」、及び 3 年に 1 度開催される「規定審議会」に当地区より提出する立法案の事前審査、及び他地区提案立法案の事前審議を行う「地区立法案検討委員会」新設を決議しました。そして、4 月 3 日に開催した「第 1 回地区立法案検討委員会」において、①各クラブに 2016-17 年度決議審議会立法案提出依頼、②クラブ提出立法案の審査、③決議審議会クラブ提出立法案の地区内クラブ承認取得、④RI 事務総長への立法案提出。の手続きを 6 月末までに行うことを確認しました。

つきましては、2017-18 年度「決議審議会」提出立法案を各クラブで検討いただき、下記の通り、別紙に記入の上、2017 年 4 月末日までにガバナー事務所宛、お送りいただきますよう、宜しくお願いします。

限られた時間での検討・立法案提出依頼となりますが、多くのクラブからの提案をお待ちしております。

敬白



記

1. 決議案の提出用紙：別紙（スペースが足りない場合は、白い紙に追加記載して下さい）。
2. 決議案の提出締切：2017年 4月 30日（日）
3. 決議案の提出先：青木貞雄ガバナー事務所  
FA x：043-256-0008 E-mail: [16-17gov@rid2790.jp](mailto:16-17gov@rid2790.jp)
4. 決議案提出方法（My Rotary）の見方
  - ① My Rotary へログイン
  - ② 上部バナーの「ラーニング&参考資料」をクリック
  - ③ その中にある項目「方針と手続き」の下にある「規定審議会」をクリック
  - ④ 大項目「審議会」の下部に、青字で「決議案の提出方法」がありますので、ご参照ください。

以上

添付：1) 決議審議会提案立法案提出用紙

- 2) 2016年規定審議会決議に基づく規定審議会・決議審議会の位置づけと、昨日、及び当地区代表議員（含む、補欠）、並びに地区立法案検討委員会
- 3) 2013年規定審議会に千葉RCより提出された決議案参考事例（提案番号16-169）  
尚、2013年規定審議会に提出された決議案（提案番号16-118～181）はMy Rotaryで閲覧可能。